

鳥取県非営利公益活動促進条例改正の素案に関する意見募集結果の概要

鳥取力創造課

1 意見募集期間

平成24年11月26日（月）から12月17日（月）まで

2 一部改正（案）の概要

- (1) 本改正の趣旨に基づき、「目的」「定義」「基本理念」において、非営利公益活動団体、企業、行政などの立場の異なる組織が共通の社会的目的を果たすため、対等な立場で協力し合う「協働」の理念等を追加
- (2) 特定非営利活動促進法の改正（平成24年4月施行）により同法に追加された2分野を、本条例の非営利公益活動として追加
 - ①観光の振興を図る活動
 - ②農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (3) 同法改正により規定された「前各号に掲げる活動に準ずる活動として条例で定める活動」として、鳥取らしい地域活性化を図る活動（「鳥取力による活力あふれる地域を創造する活動」）を本条例の非営利公益活動に追加
- (4) 県が行う支援として「相談体制の整備」及び「知識・技能の習得に必要な機会の提供」を追加
- (5) 非営利公益活動を促進するため、県が「財政上の措置」「税制上の措置」を講ずるよう努める旨を規定

3 応募のあった意見の概要

- (1) 意見の数 6件（4名）
- (2) 主な意見と対応方針

項目	意見の概要	対応方針
基本理念	「県民、非営利公益活動団体と県とが非営利公益活動を行う場合において、必要に応じ、積極的に協働に取り組むよう努める旨の項目を追加」の「必要に応じ」の表現は、県の曖昧な立場を感じる。	ご意見も踏まえ、「必要に応じ」の表現は盛り込まず、協働の推進が図られる内容の改正案を作成したい。
業務の協働実施	「県と非営利公益活動団体とが協働して業務を実施するため、互いが有する資源及び特性を理解し、対等な立場で話し合う旨を新たに追加」の「県の有する資源、特性」は何を示しているのかわかりにくい。	ご意見も踏まえ、互いが有する資源及び特性の理解については盛り込まず、協働による業務を行う上で協議が必要であるという内容の改正案を作成したい。
非営利公益活動に対する支援	NPO法人作成の会計書類の中には、信憑性に疑問があるものが散見される。対象法人には、適正な会計書類の作成、報告であることも要件とすべきと思う。	改正案の「県が講ずる支援」には、相談体制の整備、知識・技能の習得に必要な機会の提供を盛り込むこととしており、NPO法人を含む非営利公益活動団体の会計書類等における信頼性を高めることも目的の一つとしている。